

千葉市の提案について

令和3年4月28日

厚生労働省子ども家庭局保育課

千葉市の提案に対する考え方について

千葉市の提案

- 看護師等が1人で保育しないことを要件に、0歳児の在籍人数にかかわらず、1人に限って看護師等を保育士とみなすこと（適切な保育の実施体制がなされているかについては、指導監査や巡回指導の際に確認する）

（※）過去に乳児を一定以上入所させる保育所に看護師等の配置を求めていたことから、当分の間の経過措置として、0歳児が**4人以上在籍する**保育所について、1人に限り看護師等を保育士とみなすことを認めている。

（※）保育所における保育士配置基準は右のとおり。

<u>0歳児</u>	<u>1:3</u>	1・2歳児	1:6	3歳児	1:20	4・5歳児	1:30
------------	------------	-------	-----	-----	------	-------	------

厚生労働省の見解

<規定の趣旨>

- 保育は、教育と養護を一体的に行うものであり、これに対応する専門性を備えた保育士により実施されることが適当である。現行の設備運営基準における看護師等のみなし規定についても、0歳児の保育が保育士不在の状況で行われることを防止するために、0歳児の利用が4人以上である場合に限定している。

- 千葉市の提案については、以下のような課題があるものとする。
- ① 平成21年度の構造改革特区提案において今回と同様の提案を受けた際、「乳児6人以上を入所させる保育所」から「乳児4人以上を入所させる保育所」に見直したところであり、既に保育の専門性を損なわない範囲で最大限の対応を実施しているところ。
「当分の間」とされている例外的な取扱いについて、度重なる緩和を行うことには、乳児の健全育成の観点から、とりわけ慎重な対応が必要であること。
- ② 仮に0歳児と1歳児を合同のクラスとして保育を行うこととしたとしても、**空間的に同じ場所にいる状態が作られるにすぎず、実質的に体制が手厚くなるものではないこと。**
- ③ 本年3月に行われた千葉市の調査において、看護師と組んで保育を行う場合の業務負担について、**約6割の保育所が何らかの負担を感じる**と回答していること。
- ④ 令和3年1月のWGにおいて、千葉市より「待機児童の解消にも役立つ」との趣旨で提案があったが、令和2年4月1日時点及び令和3年4月1日時点のいずれにおいても、**千葉市における待機児童数は0人であること。**
- ⑤ 令和3年3月において、千葉市内にみなし配置含め基準ぎりぎりの配置で対応をいただいている保育所が2園あると承知しているが、配慮が必要なこども等に係る加配を除いて、千葉市の**公立保育所全体で計46名の加配**がなされており、これらの人員をやりくりすることで、保育の質を確保できる余地があるのではないかと考えられること。

- 現行の経過措置については、0歳児保育について、**必要な保育士数の確保に加えて看護師等の追加配置を行っていた保育園に対する救済措置**として設けられたもの。
- 平成21年度の構造改革特区提案において今回と同様の提案を受けた際、当該経過措置を実施可能な保育所の範囲を「乳児6人以上を入所させる保育所」から「**乳児4人以上を入所させる保育所**」に見直したところであり、既に**保育の専門性を損なわない範囲で最大限の対応を実施**している。

【平成10年以前(0歳児に対する保育士配置基準は「6:1」)】

- ・予算事業として「乳児保育事業」を実施。
 - 当該事業の要件として、**必要な保育士数の確保に加え、**
 - ・乳児が9人以上 入所する保育園については**保健師又は看護師1人の配置義務**
 - ・乳児が6人以上9人未満入所する保育園については**保健師又は看護師1人の配置の努力義務**
- を課していたところ。

平成10年 0歳児の保育士配置基準の「6:1」→「3:1」への引き上げ

【平成10年以後(0歳児に対する保育士配置基準は「3:1」)】

- ・「乳児保育事業」を廃止
- ・**経過措置として、乳児6人以上を入所させる保育所**については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができることとした。

平成15年 構造改革特区制度の創設

【その後(構造改革特区での対応)】

- ・平成21年度の構造改革特区提案として、佐賀県より、「乳児の人数に関らず、看護師を保育士定数に算入可能とすべき」との提案あり。
- 厚生労働省より、「**3人以下の乳児を入所させる保育所については、保育士が1人も配置されなくなり、専門性を持って、乳児の健全な育成を確保できないおそれがある**」旨回答。
- 当該回答を踏まえ、平成22年10月14日より構造改革特区事業として**乳児4人以上を入所させる保育所**で看護師等の保育士みなしを可能とし、その後、特段の弊害がみられなかったことから、平成26年度より当該事業を全国展開した。

参考**千葉市の直近の保育所等の「入所申込数」及び「待機児童数」**

	H28	H29	H30	H31	R2	R3
待機児童数	11	48	8	4	0	0

※H28～R2については、「保育所等待機児童数調査」(各年4月1日時点)により把握。

R3については、千葉市のHPにより把握。